

令和4年第2回愛知中部水道企業団議会定例会提出議案一覧表

令和4年7月25日午後2時開議

議案第4号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について

議案第4号

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年7月25日提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員に準じ、非常勤職員について育児休業の取得要件の緩和等の措置を講じる必要があるからである。

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））」の

翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日

(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

改正後	改正前	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 その他地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う対応等</p> <p>第2条第3号ア（ア）中「子の誕生日から」とは、子の誕生日を起算日とするとの意（令和4年6月24日愛知県へ確認。）。</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっ</u></p>	

<p><u>当する場合</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p><u>ア</u> 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p><u>イ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p><u>ウ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が規則で定める場合に該当する場合</p> <p><u>エ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p>	<p>ては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>とき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p><u>イ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が規則で定める場合に該当する場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、企業長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）</u>とする。</p> <p><u>(1)</u> 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p><u>(2)</u> 略</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する<u>とき</u></u>とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 略</p>	

<p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>	
<p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	

令和3年度

愛知中部水道企業団水道事業会計決算書

愛知中部水道企業団

議案第 5 号

令和 3 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び
決算の認定について

令和 3 年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2
項の規定により処分し、令和 3 年度愛知中部水道企業団水道
事業会計決算を同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙監査
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 7 月 2 5 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

目 次

I 決 算 書 類

1 決 算 報 告 書	2
2 損 益 計 算 書	6
3 剰 余 金 計 算 書	8
4 剰余金処分計算書（案）	10
5 貸 借 対 照 表	11
6 注 記 表	14

II 決 算 附 属 書 類

事 業 報 告 書	17
-----------	-------	----

III 財 務 諸 表 附 属 書 類

1 キャッシュ・フロー計算書	29
2 収 益 費 用 明 細 書	31
3 固 定 資 産 明 細 書	40
4 企 業 債 明 細 書	42

I 決 算 書 類

1 令和3年度愛知中部水道

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,685,983,000	0	0
第1項 営業収益	6,744,001,000	0	0
第2項 営業外収益	919,307,000	0	0
第3項 特別利益	22,675,000	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費支 出額	流 用 増 減 額	地方公営企業 法第24条 第3項の規定 による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	6,531,450,000	0	0	0	0	6,531,450,000
第1項 営業費用	6,477,880,000	0	0	△ 34,760,989	0	6,443,119,011
第2項 営業外費用	53,388,000	0	0	34,401,433	0	87,789,433
第3項 特別損失	182,000	0	0	359,556	0	541,556

企 業 団 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(単位 円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
7,685,983,000	7,818,164,587	132,181,587	
6,744,001,000	6,769,224,619	25,223,619	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 612,600,106)
919,307,000	922,616,269	3,309,269	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 1,431,516)
22,675,000	126,323,699	103,648,699	

(単位 円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条 第2項の規定 による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条 第2項の規定 による繰越額	合 計				
0	6,531,450,000	6,445,789,604	0	85,660,396	
0	6,443,119,011	6,357,458,615	0	85,660,396	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 327,150,352)
0	87,789,433	87,789,433	0	0	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 229,975) (うち、消費税及び地方 消費税納付額 40,761,400)
0	541,556	541,556	0	0	

(△は減額を示す)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	1,092,280,000	8,965,000	1,101,245,000	82,994,400
第1項 企業債	300,000,000	0	300,000,000	0
第2項 県補助金	51,370,000	8,965,000	60,335,000	0
第3項 工事負担金	740,611,000	0	740,611,000	82,994,400
第4項 固定資産売却代金	299,000	0	299,000	0
第5項 雑収入	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計
第1款 資本的支出	4,353,657,000	0	0	4,353,657,000	372,676,386	0	4,726,333,386
第1項 建設改良費	4,061,686,000	0	0	4,061,686,000	372,676,386	0	4,434,362,386
第2項 企業債償還金	289,711,000	0	0	289,711,000	0	0	289,711,000
第3項 補助金返還金	2,260,000	0	0	2,260,000	0	0	2,260,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,991,594,360円は、減債積立金 10,000,000円、建設改良積立金額 251,165,175円、過年度分損益勘定留保資金 1,942,443,409円及び当年度分損益勘定留保資金 530,985,776

(単位 円)

額		合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額					
0	1,184,239,400		903,011,024	△ 281,228,376	
0	300,000,000		300,000,000	0	
0	60,335,000		60,335,000	0	
0	823,605,400		498,030,492	△ 325,574,908	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 37,691,700)
0	299,000		44,257,532	43,958,532	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 10,238)
0	0		388,000	388,000	

(△は減額を示す)

(単位 円)

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
3,894,605,384	170,949,790	0	170,949,790	660,778,212	
3,602,638,318	170,949,790	0	170,949,790	660,774,278	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 295,833,337)
289,710,468	0	0	0	532	
2,256,598	0	0	0	3,402	

185,000,000円、利益積立金の目的外使用額 72,000,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整
円で補てんした。

2 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	5,928,658,098		
(2) その他営業収益	210,256,573		
(3) 他会計負担金	17,709,842	6,156,624,513	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,290,054,881		
(2) 配水及び給水費	935,272,848		
(3) 総係費	663,247,219		
(4) 議会及び監査費	1,305,787		
(5) 水源地環境整備事業費	19,698,851		
(6) 減価償却費	1,896,664,727		
(7) 資産減耗費	224,063,950	6,030,308,263	
営業利益			126,316,250
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3,245,020		
(2) 長期前受金戻入	863,664,971		
(3) 雑収益	54,475,533	921,385,524	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	37,279,082		
(2) 雑支出	17,551,305	54,830,387	866,555,137
経常利益			992,871,387
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	103,686,100		
(2) その他特別利益	22,637,599	126,323,699	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	541,556	541,556	125,782,143
当年度純利益			1,118,653,530
前年度繰越利益剰余金			265,738,396
その他未処分利益剰余金変動額			267,000,000
当年度未処分利益剰余金			1,651,391,926

3 令和3年度愛知中部水道

(令和3年4月1日から)

	資 本 金		
		資 本 剰 余 金	
		受贈財産評価額	減債積立金
前年度末残高	28,574,989,463	215,362,651	10,000,000
前年度処分額	1,121,446,026	0	19,000,000
議会の議決による処分額	1,121,446,026	0	19,000,000
減債積立金の積立	0	0	19,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入れ	1,121,446,026	0	0
処分後残高	29,696,435,489	215,362,651	29,000,000
当年度変動額	0	0	△ 10,000,000
減債積立金取崩しに伴う振替	0	0	△ 10,000,000
建設改良積立金取崩しに伴う振替	0	0	0
利益積立金取崩しに伴う振替	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	29,696,435,489	215,362,651	19,000,000

企業団水道事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで

(単位 円)

剰余金				資本合計
利益剰余金				
利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
72,000,000	185,000,000	1,760,260,503	2,027,260,503	30,817,612,617
0	354,076,081	△ 1,494,522,107	△ 1,121,446,026	0
0	354,076,081	△ 1,494,522,107	△ 1,121,446,026	0
0	0	△ 19,000,000	0	0
0	354,076,081	△ 354,076,081	0	0
0	0	△ 1,121,446,026	△ 1,121,446,026	0
72,000,000	539,076,081	(繰越利益剰余金) 265,738,396	905,814,477	30,817,612,617
△ 72,000,000	△ 185,000,000	1,385,653,530	1,118,653,530	1,118,653,530
0	0	10,000,000	0	0
0	△ 185,000,000	185,000,000	0	0
△ 72,000,000	0	72,000,000	0	0
0	0	1,118,653,530	1,118,653,530	1,118,653,530
0	354,076,081	(当年度未処分利益剰余金) 1,651,391,926	2,024,468,007	31,936,266,147

(△は減額を示す)

4 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	29,696,435,489	215,362,651	1,651,391,926
議会の議決による処分類	1,130,664,971	0	△ 1,371,600,096
減債積立金の積立	0	0	△ 13,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 227,935,125
資本金への組入れ	1,130,664,971	0	△ 1,130,664,971
処分後残高	30,827,100,460	215,362,651	(繰越利益剰余金) 279,791,830

（△は減額を示す）

5 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土地		1,837,116,151	
ロ	建物	1,667,373,359		
	減価償却累計額	<u>△ 1,091,411,793</u>	575,961,566	
ハ	構築物	84,347,902,571		
	減価償却累計額	<u>△ 37,921,195,305</u>	46,426,707,266	
ニ	機械及び装置	3,273,880,922		
	減価償却累計額	<u>△ 1,926,467,660</u>	1,347,413,262	
ホ	車両運搬具	103,728,725		
	減価償却累計額	<u>△ 75,089,426</u>	28,639,299	
ヘ	工具器具及び備品	459,814,500		
	減価償却累計額	<u>△ 314,947,969</u>	144,866,531	
ト	建設仮勘定		<u>922,026,942</u>	
	有形固定資産合計			51,282,731,017

(2) 無形固定資産

イ	電話加入権		1,453,002	
ロ	ソフト開発費		<u>14,944,554</u>	
	無形固定資産合計			16,397,556

(3) 投資

イ	投資有価証券		<u>500,000,000</u>	
	投資合計			<u>500,000,000</u>

固定資産合計 51,799,128,573

2 流動資産

(1)	現金・預金		3,635,123,073	
(2)	未収金		515,018,293	
	貸倒引当金	<u>△ 6,769,010</u>	508,249,283	
(3)	貯蔵品		44,122,386	

(単位 円)

(4) 前払費用	2,361,615	
(5) 前払金	50,000	
(6) その他流動資産	10,600,000	
(7) 水道水源環境保全基金	<u>279,791,830</u>	
流動資産合計		<u>4,480,298,187</u>
資産合計		<u><u>56,279,426,760</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,277,727,837</u>	
企業債合計		1,277,727,837

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	630,353,510	
ロ 修繕引当金	<u>358,866,706</u>	
引当金合計		<u>989,220,216</u>

固定負債合計 2,266,948,053

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>258,531,468</u>	
企業債合計		258,531,468

(2) 未払金 1,135,476,184

(3) 前受金 24,649,985

(4) 引当金

イ 賞与引当金	58,072,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>10,792,000</u>	
引当金合計		68,864,000

(5) 預り金 291,086,913

(6) その他流動負債 10,600,000

流動負債合計 1,789,208,550

(単位 円)

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 国庫補助金長期前受金	673,812,197	
収益化累計額	<u>△ 204,552,973</u>	469,259,224
ロ 県補助金長期前受金	1,228,099,889	
収益化累計額	<u>△ 564,162,022</u>	663,937,867
ハ 工事負担金長期前受金	38,168,321,910	
収益化累計額	<u>△ 20,075,620,400</u>	18,092,701,510
ニ 受贈財産評価額 長期前受金	1,351,253,823	
収益化累計額	<u>△ 303,356,750</u>	1,047,897,073
ホ 寄附金長期前受金	15,000,000	
収益化累計額	<u>△ 3,375,000</u>	11,625,000
ヘ その他長期前受金	1,713,000	
収益化累計額	<u>△ 129,664</u>	1,583,336
長期前受金合計		<u>20,287,004,010</u>
繰延収益合計		<u>20,287,004,010</u>
負債合計		<u>24,343,160,613</u>

資本の部

6 資本金 29,696,435,489

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	<u>215,362,651</u>	
資本剰余金合計		215,362,651

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	19,000,000	
ロ 建設改良積立金	354,076,081	
ハ 当年度未処分 利益剰余金	<u>1,651,391,926</u>	
利益剰余金合計		<u>2,024,468,007</u>
剰余金合計		<u>2,239,830,658</u>
資本合計		<u>31,936,266,147</u>
負債資本合計		<u>56,279,426,760</u>

6 注 記 表

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 30～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

ソフト開発費 5年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、愛知県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	999,720 円
1年超	1,903,842 円
計	2,903,562 円

III. その他の注記

1 新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当として 170,140,638円を支給することとなったため、賞与引当金 58,874,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、法定福利費として 194,703,474円を支給することとなったため、法定福利費引当金 11,218,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

当年度において、貸倒れ債権として 2,851,588円を処理することとなったため、貸倒引当金 2,310,032円を取り崩した。

3 会計経理に関する重要事項

当年度の純利益 1,118,653,530円のうち、14,053,434円は水道水源環境保全基金分である。

Ⅱ 決 算 附 属 書 類

令和3年度愛知中部水道企業団水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

ア 営業収支

令和3年度は、営業収益 6,156,624,513円に対し、営業費用 6,030,308,263円で、営業利益は 126,316,250円となりました。また、営業外収益 921,385,524円に対し、営業外費用 54,830,387円で、経常利益は 992,871,387円となりました。

また、特別利益が 126,323,699円、特別損失が 541,556円ありましたので、当年度純利益は 1,118,653,530円となりました。

イ 業 務

令和3年度において、給水戸数は 137,132戸（対前年度比0.7パーセント増）、給水人口は 326,253人（対前年度比0.0パーセント増）となりました。また、年間総配水量は 35,099,975立方メートル（対前年度比0.6パーセント減）で、5,928,658,098円（対前年度比2.5パーセント増）の料金収入がありました。

ウ 改良工事

配水設備改良事業として、事業費 3,571,608,753円を投じ、水道施設整備事業・重要給水施設管路耐震化県補助事業として送配水管布設替工事 37件 21,997メートル始め、下水道関連事業等に伴う配水管布設替工事を実施しました。

(2) 経営指標に関する事項

(単位 %))

指 標 名		令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
経営の健全性 ・ 効率性	経常収支比率	116.32	120.68	△ 4.36
	流動比率	250.41	286.19	△ 35.78
	企業債残高対 給水収益比率	25.91	26.37	△ 0.46
	料金回収率	113.54	114.13	△ 0.59
	施設利用率	74.72	74.99	△ 0.27
老朽化の状況	有形固定資産 減価償却率	46.00	45.92	0.08
	管路経年化率	30.33	27.13	3.20
	管路更新率	1.33	0.70	0.63

(△は減を示す)

(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
議案第2号	愛知中部水道企業団監査委員の選任について	令和3年6月1日	令和3年6月1日
議案第3号	愛知中部水道企業団監査委員の選任について	令和3年6月1日	令和3年6月1日
議案第4号	愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について	令和3年7月27日	令和3年7月27日
議案第5号	令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について	令和3年7月27日	令和3年7月27日
議案第6号	愛知中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年12月27日	令和3年12月27日
議案第7号	愛知中部水道企業団水道事業会計利益積立金の目的外使用について	令和3年12月27日	令和3年12月27日
議案第8号	令和3年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について	令和3年12月27日	令和3年12月27日
議案第1号	愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年3月3日	令和4年3月3日
議案第2号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合格約の変更について	令和4年3月3日	令和4年3月3日
議案第3号	令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について	令和4年3月3日	令和4年3月3日

(4) 行政官庁許認可事項

申請年月日	申請先	件名	許認可年月日
令和3年5月21日	愛知県知事	令和3年度愛知県生活基盤施設耐震化等補助金	令和3年9月21日
令和3年7月12日	愛知県知事	令和3年度起債(第1次分)	令和3年8月12日
令和4年2月8日	愛知県知事	令和3年度起債(第2次分)	令和4年3月2日

(5) 職員に関する事項

(単位 人)

年月日	企業職(一)			企業職(二)			合計	備考
	事務	技術	計	業務員	用務員	計		
令和3年3月31日	68	28	96	0	0	0	96	定員115人
令和4年3月31日	69	28	97	0	0	0	97	定員115人
差引	1	0	1	0	0	0	1	

2 工 事

(1) 改良工事の概況

(1件 税込額1,000万円以上)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出来形
遠方監視設備更新工事 R1~R3	一式	99,361,900 (445,588,000)	R1.8.28	R4.3.14	
三好中部特定土地区画整理内配水管布設工事その9 R1~R2	DCIP φ150~75 L=73 HPP φ75~50 L=181	10,334,500 (26,213,000)	R2.2.26	R4.2.25	
日進赤池箕ノ手土地区画整理内配水管布設工事その11 R2	DCIP φ100~75 L=168 HPP φ75~50 L=235	15,329,600 (27,720,000)	R2.4.23	R4.1.28	
御岳山高新区折戸線配水管布設替工事その12他1件 R2~R3	DCIP φ400~75 L=582 HPP φ75 L=3	143,022,000 (297,297,000)	R2.5.8	R4.1.7	
横道グリーン線配水管布設替工事その13 R2	DCIP φ500~75 L=59 HPP φ75~50 L=29	32,894,400 (287,298,000)	R2.5.8	R3.5.31	
豊明市前後町螺貝他地内配水管布設替工事 R2~R3	DCIP φ400~75 L=376	211,902,900 (225,346,000)	R2.10.28	R4.1.14	
三ヶ峯幹線送水管布設替工事その3 (県補) R2~R3	DCIP φ600~200 L=223	194,403,000 (224,796,000)	R2.11.18	R4.2.10	
東郷中央土地区画整理内配水管布設工事その16 R2~R3	DCIP φ150~75 L=453 HPP φ75 L=327 WEET φ75 L=6	24,340,800 (56,045,000)	R2.12.23	R3.12.10	
東郷館小線配水管布設替工事その1 (県補) R2~R4	DCIP φ300~75 L=897 HPP φ75~50 L=1289	157,036,000 (321,200,000)	R3.4.1	R5.2.24	債務負担
東郷町和合ヶ丘他地内配水管布設替工事 (県補) R2~R4	DCIP φ300~75 L=1102 HPP φ100~50 L=578	141,537,000 (269,225,000)	R3.4.1	R5.3.3	債務負担
日進市五色園四丁目他地内配水管布設替工事 R2~R4	DCIP φ150~75 L=582 HPP φ75~50 L=816	118,176,300 (235,400,000)	R3.4.1	R4.12.9	債務負担 90.0%
長久手市熊田他地内配水管布設替工事 R2~R4	DCIP φ150~75 L=731 HPP φ75~50 L=776	113,857,700 (214,786,000)	R3.4.1	R4.12.6	債務負担 95.0%
みよし市三好町弥栄他地内配水管布設替工事 R2~R4	DCIP φ150~75 L=719 HPP φ75~50 L=549	93,234,900 (199,155,000)	R3.4.1	R4.12.2	債務負担 95.0%
豊明市沓掛町荒畑他地内配水管布設替工事 R3	DCIP φ400~75 L=246 HPP φ75~50 L=4	44,275,000	R3.4.28	R4.2.24	
東郷中央土地区画整理内配水管布設工事その17 R3	DCIP φ150~75 L=571 HPP φ75 L=76	40,238,000	R3.4.28	R3.10.1	
みよし市明知町大堤浦他地内配水管布設替工事 R3	DCIP φ200 L=31 WEET φ200 L=21	22,737,000	R3.4.28	R4.3.25	
横道グリーン線配水管布設替工事その14 (県補) R3	DCIP φ500~100 L=469 HPP φ75~50 L=159	120,219,000	R3.5.1	R4.2.25	

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出来形
豊明市沓掛町荒井地内配水管布 設替工事 R3	DCIP φ 300~75 L=309 HPP φ 50 L=27	48,939,000	R3. 5. 1	R3. 12. 3	
みよし市三好町福田他地内配水 管布設替工事 R3	DCIP φ 100 L=402	28,028,000	R3. 5. 1	R4. 2. 24	
長久手市岩作三ヶ峯地内配水管 布設替工事 R3	HPP φ 100~50 L=170	15,851,000	R3. 5. 26	R4. 2. 4	
長久手市大日他地内配水管布設 替工事 R3	DCIP φ 100~75 L=221 HPP φ 50 L=221	40,172,000	R3. 6. 1	R3. 11. 30	
東郷二村台小線配水管布設替工 事(具補) R3	DCIP φ 100 L=184	23,837,000	R3. 6. 2	R3. 10. 29	
日進市東山五丁目地内配水管布 設替工事 R3	HPP φ 75~50 L=594	46,563,000	R3. 6. 7	R4. 2. 10	
みよし市三好丘緑3丁目他地内 配水管布設替工事 R3	DCIP φ 200~100 L=207 HPP φ 75 L=3	36,586,000	R3. 6. 9	R3. 11. 26	
東郷町北山台3丁目他地内配水 管布設替工事 R3	DCIP φ 100~75 L=547 HPP φ 75~50 L=118	51,788,000	R3. 6. 14	R4. 2. 1	
日進市藤枝町奥廻間他地内配水 管布設替工事 R3	DCIP φ 100 L=11 HPP φ 100~50 L=574	40,238,000	R3. 6. 16	R4. 3. 16	
日進市赤池町箕ノ手地内配水管 布設替工事 R3	HPP φ 100~50 L=699	40,194,000 (44,660,000)	R3. 6. 16	R4. 5. 9	90.0%
豊明市二村台7丁目地内配水管 布設替工事 R3	HPP φ 100~50 L=351	27,973,000	R3. 6. 16	R4. 1. 12	
長久手市岩作中権代他地内配水 管布設替工事 R3	DCIP φ 150~75 L=35 HPP φ 100~50 L=43 SUS φ 150 L=27	17,754,000 (29,590,000)	R3. 6. 23	R4. 6. 10	60.0%
豊明市栄町大根地内配水管布設 替工事その1 R3	DCIP φ 150~75 L=331 HPP φ 50 L=282	65,714,000	R3. 6. 28	R4. 3. 25	
日進赤池箕ノ手土地区画整理内 配水管布設工事その1 2 R3	DCIP φ 100~75 L=273 HPP φ 75~50 L=127	19,019,000 (27,170,000)	R3. 6. 30	R4. 8. 31	70.0%
横道グリーン線配水管布設替工 事その1 5 R3	DCIP φ 600 L=239	64,383,000	R3. 7. 1	R3. 12. 13	
日進市東山六丁目地内配水管布 設替工事 R3	DCIP φ 100~75 L=17 HPP φ 75~50 L=668	53,592,000	R3. 7. 1	R4. 3. 25	
庁舎改修工事 R3	一式	60,511,000	R3. 7. 7	R4. 3. 18	
みよし市苮生町藤塚地内配水管 布設替工事 R3	DCIP φ 150~75 L=390 HPP φ 75~50 L=414	76,362,000	R3. 7. 12	R4. 3. 15	

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出来形
みよし市福田町宮下地内配水管 布設替工事 R3	HPPφ75 L=204	16,533,000	R3.7.14	R4.3.10	
豊明市沓掛町荒畑他地内始め16 工区舗装本復旧工事 R3	一式	83,523,000 (139,205,000)	R3.9.8	R4.6.30	60.0%
水道施設計装機器更新工事 R3	一式	29,347,560 (32,608,400)	R3.9.8	R4.4.18	90.0%
日進市本郷町小橋地内配水管布 設替工事 R3	HPPφ50 L=250	15,686,000	R3.9.8	R4.3.9	
東郷町諸輪富士見台他地内配水 管布設替工事 R3	HPPφ100~50 L=341	20,053,000	R3.10.13	R4.2.10	
みよし市三好町福田他地内配水 管布設替工事その2 R3	HPPφ50 L=65	12,606,000	R3.10.27	R4.3.28	
東郷中央土地区画整理内配水管 布設工事その18 R3~R4	DCIPφ150~75 L=345 HPPφ75~50 L=272	15,400,000 (38,500,000)	R3.11.3	R4.6.17	40.0%

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

(2) 保存工事の概況

ア 修繕工事

(1件 税込額1,000万円以上)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	備 考
電気計装設備修繕工事 R3	一式	10,560,000	R3.4.21	R3.10.25	
二村山配水場内面補修工事 R3	一式	131,747,000	R3.7.21	R4.2.18	

イ 量水器取替状況

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	合 計
令和4年3月31日 現在設置数(個)	93,844	55,720	1,180	356	297	214	74	17	2	1	151,705
令和3年度 取替出庫数(個)	14,063	5,454	153	54	24	36	8	4	1	1	19,798

3 業 務

(1) 業 務 量

ア 業務量に関する事項

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較		備 考
			増 減	対 比 (%)	
年度末給水人口(人)	326,253	326,234	19	0.0	
年度末給水戸数(戸)	137,132	136,233	899	0.7	
年度末普及率(%)	99.8	99.8	0.0	0.0	
年間総配水量(m ³)	35,099,975	35,325,746	△ 225,771	△ 0.6	
1日最大配水量(m ³)	103,473	103,072	401	0.4	R3.8.26
1日平均配水量(m ³)	96,164	96,518	△ 354	△ 0.4	
1人1日平均配水量(l/人日)	294.8	295.9	△ 1.1	△ 0.4	
有収水量(m ³)	33,602,285	33,701,520	△ 99,235	△ 0.3	
有収率(%)	95.73	95.40	0.33	0.3	
供給単価(円)	176.44	171.70	4.74	2.8	
給水原価(円)	155.39	150.44	4.95	3.3	

(△は減を示す)

イ 地区別給水量及び給水料金に関する事項

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較		備 考
			増 減	対 比 (%)	
豊明市	給水量(m ³)	6,979,674	7,031,294	△ 51,620	△ 0.7
	給水料金(円)	1,201,177,282	1,200,912,364	264,918	0.0
日進市	給水量(m ³)	9,521,099	9,485,842	35,257	0.4
	給水料金(円)	1,684,464,099	1,668,192,552	16,271,547	1.0
みよし市	給水量(m ³)	6,365,303	6,429,015	△ 63,712	△ 1.0
	給水料金(円)	1,140,517,420	1,019,699,314	120,818,106	11.8
長久手市	給水量(m ³)	6,451,004	6,430,796	20,208	0.3
	給水料金(円)	1,179,590,522	1,170,416,766	9,173,756	0.8
東郷町	給水量(m ³)	4,285,205	4,324,573	△ 39,368	△ 0.9
	給水料金(円)	722,908,775	727,338,836	△ 4,430,061	△ 0.6
合 計	給水量(m ³)	33,602,285	33,701,520	△ 99,235	△ 0.3
	給水料金(円)	5,928,658,098	5,786,559,832	142,098,266	2.5

(△は減を示す)

(2) 事業収入に関する事項

(単位 円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
事 業 収 入	7,204,333,736	7,163,171,894	41,161,842
営 業 収 益	6,156,624,513	6,067,651,890	88,972,623
水 道 使 用 料	5,895,055,813	5,752,858,312	142,197,501
水 道 水 源 環 境 保 全 基 金 収 入	33,602,285	33,701,520	△ 99,235
そ の 他 営 業 収 益	210,256,573	261,961,197	△ 51,704,624
他 会 計 負 担 金	17,709,842	19,130,861	△ 1,421,019
営 業 外 収 益	921,385,524	1,080,826,026	△ 159,440,502
受 取 利 息	3,245,020	3,262,222	△ 17,202
他 会 計 補 助 金	0	130,339,710	△ 130,339,710
長 期 前 受 金 戻 入	863,664,971	853,446,026	10,218,945
雑 収 益	54,475,533	93,778,068	△ 39,302,535
特 別 利 益	126,323,699	14,693,978	111,629,721
固 定 資 産 売 却 益	103,686,100	0	103,686,100
そ の 他 特 別 利 益	22,637,599	14,693,978	7,943,621

(△は減額を示す)

(3) 事業費に関する事項

(単位 円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減
事 業 費	6,085,680,206	5,923,515,375	162,164,831
営 業 費 用	6,030,308,263	5,869,402,566	160,905,697
職 員 給 与 費	529,241,265	544,750,339	△ 15,509,074
動 力 費	33,396,406	31,592,075	1,804,331
薬 品 費	3,555,924	3,637,178	△ 81,254
修 繕 費	448,429,146	381,542,928	66,886,218
受 水 費	2,182,296,085	2,186,248,784	△ 3,952,699
委 託 料	550,229,877	581,063,119	△ 30,833,242
水 源 地 環 境 整 備 事 業 費	19,698,851	17,848,456	1,850,395
減 価 償 却 費	1,896,664,727	1,828,592,786	68,071,941
資 産 減 耗 費	224,063,950	150,924,464	73,139,486
そ の 他 営 業 費 用	142,732,032	143,202,437	△ 470,405
営 業 外 費 用	54,830,387	54,020,350	810,037
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	37,279,082	47,724,518	△ 10,445,436
雑 支 出	17,551,305	6,295,832	11,255,473
特 別 損 失	541,556	92,459	449,097
過 年 度 損 益 修 正 損	541,556	92,459	449,097

(△は減額を示す)

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

ア 改良工事請負契約

(1件 税込額1,000万円以上)

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備 考
R3. 4. 27	44,275,000	豊明市沓掛町荒畑他地内配水管布設替工事 R3	カネコ工業株式会社	
R3. 4. 27	40,238,000	東郷中央土地区画整理内配水管布設工事 その17 R3	株式会社春木水道	
R3. 4. 27	40,172,000	長久手市大日他地内配水管布設替工事 R3	株式会社青山	
R3. 4. 27	22,737,000	みよし市明知町大堤浦他地内配水管布設 替工事 R3	株式会社三文	
R3. 4. 30	120,219,000	横道グリーン線配水管布設替工事その1 4 (県補) R3	株式会社中部	
R3. 4. 30	76,362,000	みよし市筋生町藤塚地内配水管布設替工 事 R3	株式会社三文	
R3. 4. 30	65,714,000	豊明市栄町大根地内配水管布設替工事そ の1 R3	有限会社一千万水道 工業所	
R3. 4. 30	53,592,000	日進市東山六丁目地内配水管布設替工事 R3	株式会社江原工業	
R3. 4. 30	51,788,000	東郷町北山台3丁目他地内配水管布設替 工事 R3	東三管工株式会社	
R3. 4. 30	48,939,000	豊明市沓掛町荒井地内配水管布設替工事 R3	杉江建設工業株式会 社	
R3. 4. 30	46,563,000	日進市東山五丁目地内配水管布設替工事 R3	幸村建設株式会社	
R3. 4. 30	28,028,000	みよし市三好町福田他地内配水管布設替 工事 R3	株式会社三文	
R3. 5. 25	15,851,000	長久手市岩作三ヶ峯地内配水管布設替工 事 R3	株式会社山トシ設備	
R3. 6. 1	64,383,000	横道グリーン線配水管布設替工事その1 5 R3	吉永建設工業株式会 社	
R3. 6. 1	23,837,000	東郷二村台小線配水管布設替工事 (県 補) R3	カネコ工業株式会社	
R3. 6. 8	36,586,000	みよし市三好丘緑3丁目他地内配水管布 設替工事 R3	株式会社三文	

契約年月日	契約金額 (円)	契約の内容	契約の相手方	備考
R3. 6. 15	44,660,000	日進市赤池町箕ノ手地内配水管布設替工事 R3	株式会社鈴木工務店	
R3. 6. 15	40,238,000	日進市藤枝町奥廻間他地内配水管布設替工事 R3	日進管工株式会社	
R3. 6. 15	27,973,000	豊明市二村台7丁目地内配水管布設替工事 R3	株式会社新星	
R3. 6. 22	29,590,000	長久手市岩作中権代他地内配水管布設替工事 R3	株式会社酒越管工	
R3. 6. 29	27,170,000	日進赤池箕ノ手土地区画整理内配水管布設工事その1 2 R3	株式会社山本工務店	
R3. 7. 6	60,511,000	庁舎改修工事 R3	株式会社山本工務店	
R3. 7. 13	16,533,000	みよし市福田町宮下地内配水管布設替工事 R3	有限会社ミヨシ設備	
R3. 9. 7	139,205,000	豊明市沓掛町荒畑他地内始め16工区舗装本復旧工事 R3	株式会社成瀬組	
R3. 9. 7	32,608,400	水道施設計装機器更新工事 R3	寿美工業株式会社	
R3. 9. 7	15,686,000	日進市本郷町小橋地内配水管布設替工事 R3	日進管工株式会社	
R3. 10. 5	29,287,500	福谷水源電気設備更新工事 R3	朝日企業株式会社 名古屋支店	
R3. 10. 12	20,053,000	東郷町諸輪富士見台他地内配水管布設替工事 R3	東三管工株式会社	
R3. 10. 26	12,606,000	みよし市三好町福田他地内配水管布設替工事その2 R3	有限会社ミヨシ設備	
R3. 11. 2	38,500,000	東郷中央土地区画整理内配水管布設工事その1 8 R3~R4	株式会社春木水道	
R4. 2. 1	65,560,000	長久手市山野田地内配水管布設替工事その2 R3~R4	株式会社青山	債務負担
R4. 2. 1	62,150,000	長久手市砂子地内配水管布設替工事 R3~R4	株式会社山トシ設備	債務負担
R4. 2. 1	57,970,000	みよし市筋生町明知原他地内配水管布設替工事 R3~R4	株式会社愛三工業	債務負担
R4. 2. 1	56,870,000	日進市東山五丁目地内配水管布設替工事その2 R3~R4	幸村建設株式会社	債務負担

契約年月日	契約金額(円)	契約の内容	契約の相手方	備考
R4. 2. 1	55,000,000	豊明市二村台7丁目地内配水管布設替工事その1 R3~R4	有限会社一千万水道工業所	債務負担
R4. 2. 1	49,280,000	東郷町春木台2丁目他地内配水管布設替工事その1 R3~R4	株式会社春木水道	債務負担
R4. 2. 1	39,490,000	豊明市間米町鶴根地内配水管布設替工事 R3~R4	カネコ工業株式会社	債務負担
R4. 2. 8	59,400,000	東郷町御岳1丁目地内配水管布設替工事その1 R3~R4	東三管工株式会社	債務負担
R4. 2. 8	58,850,000	みよし市三好町東荒田他地内配水管布設替工事 R3~R4	有限会社ミヨシ設備	債務負担
R4. 2. 8	47,630,000	日進市赤池四丁目地内配水管布設替工事 R3~R4	株式会社江原工業	債務負担

イ その他の契約

(1件 税込額1,000万円以上)

契約年月日	契約金額(円)	契約の内容	契約の相手方	備考
R3. 4. 15	19,107,000	電気計装設備点検業務委託 R3	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	
R3. 4. 20	10,560,000	電気計装設備修繕工事 R3	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	
R3. 4. 27	308,000,000	水道施設維持管理業務委託 R3~R8	クボタ環境サービス株式会社 中部支店	長期継続契約
R3. 4. 30	81,180,000	漏水調査業務委託 R3~R5	株式会社コスモリサーチ 中部支店	債務負担
R3. 6. 22	22,635,118	水道料金センター処理等業務委託 R3~R4	株式会社JSOL 名古屋支社	長期継続契約
R3. 7. 20	131,747,000	二村山配水場内面補修工事 R3	機動建設工業株式会社 名古屋支店	
R3. 8. 31	54,120,000	警備業務委託 R3~R6	株式会社大廣	長期継続契約
R3. 8. 31	13,090,000	図面管理システムソフトウェア保守管理業務委託 R3~R6	株式会社管総研	長期継続契約

(2) 企業債及び一時借入金の概況

ア 企業債

(単位 円)

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
財務省	969,128,617	300,000,000	196,445,816	1,072,682,801	
地方公共団体 金融機構	556,841,156	0	93,264,652	463,576,504	
合計	1,525,969,773	300,000,000	289,710,468	1,536,259,305	

イ 一時借入金

該当事項なし

(3) たな卸資産購入限度額

(単位 円)

限度額	購入額	不用額	備考
43,848,000	28,797,175	15,050,825	(うち、仮払消費税及び地方消費税 2,617,925)

(4) 資産の譲渡の対価以外の収入の用途について

ア 配水管の布設等に伴う補償金 77,057,335円については、工事請負費（課税仕入れ）に 66,313,335円（特定収入）を、職員給与費に 10,744,000円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

イ 消火栓設置等に伴う他会計負担金 6,364,457円については、工事請負費（課税仕入れ）に 5,727,457円（特定収入）を、職員給与費に 637,000円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

ウ 県補助金 60,335,000円については、工事請負費（課税仕入れ）に充当した。

エ 配水管の破損補償金等 3,475,673円については、修繕材料費（課税仕入れ）に 3,447,389円（特定収入）を、職員給与費に 28,284円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

オ 消火栓等の維持管理に伴う他会計負担金 17,709,842円については、工事請負費（課税仕入れ）に996,342円（特定収入）を、職員給与費に 103,000円（特定収入以外）を、維持管理経費（課税仕入れ）に 16,610,500円（特定収入）をそれぞれ充当した。

カ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金としての雑収入 388,000円については、固定資産購入費（課税仕入れ）に充当した。

Ⅲ 財 務 諸 表 附 属 書 類

1 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,118,653,530
減価償却費	1,896,664,727
固定資産除却費	218,649,950
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	42,133
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 22,637,599
賞与引当金の増減額 (△は減少)	877,000
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	113,000
長期前受金戻入額	△ 863,664,971
受取利息	△ 3,245,020
支払利息及び企業債取扱諸費	37,279,082
固定資産売却損益 (△は益)	△ 103,686,100
未収金の増減額 (△は増加)	△ 45,140,159
未払金の増減額 (△は減少)	△ 38,193,800
たな卸資産の増減額 (△は増加)	928,608
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 65,989
営業前受金の増減額 (△は減少)	△ 1,248,426
預り金の増減額 (△は増加)	△ 8,480,019
小 計	2,186,845,947
利息の受取額	3,245,020
利息の支払額	△ 37,279,082
水道水源環境保全基金の増減額 (△は増加)	△ 14,053,434
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,138,758,451

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,303,804,981
有形固定資産の売却による収入	147,933,394
無形固定資産の取得による支出	△ 3,000,000
県補助金等の返還金	△ 2,256,598
県補助金等による収入	60,723,000
工事負担金による収入	460,338,792
未収金の増減額 (△は増加)	△ 49,021,593
前払金の増減額 (△は増加)	45,273,500
未払金の増減額 (△は減少)	305,099,537
前受金の増減額 (△は減少)	6,724,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,331,990,819

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 289,710,468</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,289,532
資金増加額（又は減少額）	△ 182,942,836
資金期首残高	<u>3,818,065,909</u>
資金期末残高	3,635,123,073

2 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業収益費用明細書

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考			
水道事業 収益				7,204,333,736				
	営業収益			6,156,624,513				
		給水収益			5,928,658,098			
				水道使用料		5,895,055,813		
				水道水源 環境保全 基金収入		33,602,285		
				その他 営業収益		210,256,573		
				手数料	5,869,400			
				雑収益	204,387,173			
			他会計 負担金		17,709,842			
				他会計 負担金	17,709,842			
		営業外収益				921,385,524		
			受取利息			3,245,020		
					預金利息		4,020	
					有価証券 利息		3,091,000	
				基金運用 有価証券 利息		150,000		
				長期前受 入金		863,664,971		
				国庫補助金 長期前受 入金	14,943,938			
				県補助金 長期前受 入金	22,050,915			

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			工事負担金 長期前受金 戻入金	798,163,975	
			受贈財産 評価額長期 前受金戻入	28,007,317	
			寄附金 長期前受金 戻入金	337,500	
			その他 長期前受金 戻入金	161,326	
		雑収益		54,475,533	
			賃貸料	4,505,325	
			使用料	9,044,389	
			その他 雑収益	40,925,819	
	特別利益			126,323,699	
		固定資産 売却益		103,686,100	
			固定資産 売却益	103,686,100	
		その他 特別利益		22,637,599	
			退職給付 引当金 戻入金	22,637,599	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考	
水道事業 費	営業費用			6,085,680,206		
		原水及び 浄水費		2,290,054,881		
			給料	34,494,000	予算額	41,295,904円
			手当等	21,719,141	予算額	28,733,003円
			賞与引当金 繰入額	5,235,000	予算額	5,235,000円
			法定福利費	16,468,403	予算額	21,918,000円
			法定福利費 引当金 繰入額	971,000	予算額	971,000円
			旅費	564		
			備用品費	3,341,360		
			燃料費	218,702		
			光熱水費	94,627		
			通信運搬費	63,413		
			委託料	7,933,240		
			手数料	28,091		
			修繕費	5,512,070		
			動力費	10,391,146		
			薬品費	661,164		
			材料費	491,920		

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考	
			受水費	2,182,296,085		
			保険料	111,755		
			公課費	23,200		
		配水及び 給水費		935,272,848		
			給料	56,601,371	予算額	56,601,371円
			手当等	33,870,476	予算額	33,989,706円
			賞与引当金額 繰入額	8,631,000	予算額	8,631,000円
			法定福利費	27,504,016	予算額	27,504,016円
			法定福利費 引当金額 繰入額	1,607,000	予算額	1,607,000円
			旅費	17,348		
			備用品費	1,579,987		
			燃料費	530,601		
			光熱水費	1,788,090		
			印刷製本費	24,000		
			通信運搬費	1,339,994		
			委託料	293,333,536		
			手数料	22,000		
			賃借料	1,578,226		
			修繕費	424,655,476		

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			動力費	23,005,260	
			助成金	54,670,000	
			薬品費	2,894,760	
			材料費	1,065,170	
			補償費	43,120	
			保険料	432,217	
			公課費	79,200	
		総係費		663,247,219	
			給料	139,922,924	予算額 141,861,000円
			手当等	92,847,889	予算額 89,420,000円
			賞与引当金 繰入額	23,313,000	予算額 23,313,000円
			報酬	393,000	予算額 498,000円
			法定福利費	68,565,045	予算額 73,695,000円
			法定福利費 引当金 繰入額	4,356,000	予算額 4,356,000円
			旅費	456,862	
			報償費	7,640	
			被服費	1,117,420	
			備用品費	5,409,981	
			燃料費	131,682	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			光熱水費	5,234,509	
			印刷製本費	4,780,600	
			通信運搬費	15,847,696	
			広告料	67,400	
			委託料	248,779,101	
			手数料	15,673,136	
			賃借料	6,975,344	
			使用料	2,782,257	
			修繕費	16,704,510	
			研修費	1,288,349	
			負担金	971,860	
			厚生費	2,146,650	
			保険料	3,068,099	
			公課費	54,100	
			貸倒引当金 繰入額	2,352,165	
		議会及び 監査費		1,305,787	
			報酬	872,747	予算額 923,000円
			備用品費	4,280	
			印刷製本費	226,760	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			委託料	184,000	
			会費負担金	18,000	
		水源地環境整備事業費		19,698,851	
			旅費	24,911	
			通信運搬費	5,728	
			委託料	3,641,640	
			賃借料	119,600	
			使用料	30,655	
			助成金	15,876,317	
		減価償却費		1,896,664,727	
			有形固定資産減価償却費	1,891,501,743	
			無形固定資産減価償却費	5,162,984	
		資産減耗費		224,063,950	
			固定資産除却費	224,063,950	
	営業外費用			54,830,387	
		支払利息及び企業債取扱諸費		37,279,082	
			企業債利息	37,279,082	
		雑支出		17,551,305	
			その他雑支出	17,551,305	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
	特別損失			541,556	
		過年度損益 修正損		541,556	
			貸倒損失	541,556	

3 令和3年度愛知中部水道企業団

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	年度末 現在高
土地	1,881,261,051	0	44,144,900	1,837,116,151
建物	1,616,396,359	50,977,000	0	1,667,373,359
構築物	81,716,662,064	3,039,589,949	408,349,442	84,347,902,571
機械及び装置	3,072,437,971	489,046,150	287,603,199	3,273,880,922
車両運搬具	101,878,713	5,449,373	3,599,361	103,728,725
工具器具及び備品	440,867,334	26,097,950	7,150,784	459,814,500
建設仮勘定	1,140,584,278	3,249,596,308	3,468,153,644	922,026,942
合計	89,970,087,770	6,860,756,730	4,219,001,330	92,611,843,170

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 減価償却高
電話加入権	1,453,002	0	0	—
ソフト開発費	17,107,538	3,000,000	0	5,162,984
合計	18,560,540	3,000,000	0	5,162,984

(3) 投資

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 減価償却高
投資有価証券	500,000,000	0	0	—

水道事業固定資産明細書

(単位 円)

減 価 償 却 累 計 額			年 度 末 償 却 未 済 高	備 考
当 年 度 額	当 年 度 額	累 計		
—	—	—	1,837,116,151	
33,700,249	0	1,091,411,793	575,961,566	
1,739,390,701	322,636,491	37,921,195,305	46,426,707,266	
73,017,116	155,055,215	1,926,467,660	1,347,413,262	
8,719,345	3,419,393	75,089,426	28,639,299	
36,674,332	6,785,615	314,947,969	144,866,531	
—	—	—	922,026,942	
1,891,501,743	487,896,714	41,329,112,153	51,282,731,017	

(単位 円)

年 度 末 現 在 高	備 考
1,453,002	
14,944,554	
16,397,556	

(単位 円)

年 度 末 現 在 高	備 考
500,000,000	

4 令和3年度愛知中部水道企業団水道事業企業債明細書

種 類	発 行 年月日	発 行 総 額	債 還 高		未 償 還 残 高	発行 価額	利率	償還終期 年月日	備 考	
			当年度償還高	償 還 高 累 計						
企 業	資金運用部 資	H4.3.25	円 490,000,000	円 34,855,799	円 490,000,000	円 0	円 —	% 5.50	R4.3.25	
	"	H5.5.28	805,000,000	49,498,705	753,299,395	51,700,605	—	4.40	R5.3.25	
	"	H6.3.23	385,000,000	21,376,438	339,856,043	45,143,957	—	3.65	R6.3.1	
	"	H7.3.27	248,500,000	14,238,230	201,639,157	46,860,843	—	4.65	R7.3.1	
	"	H8.3.14	240,200,000	12,029,506	188,139,658	52,060,342	—	3.15	R8.3.1	
	"	H9.3.25	298,600,000	14,222,824	221,239,498	77,360,502	—	2.80	R9.3.1	
	"	H10.3.25	148,100,000	6,639,482	105,213,952	42,886,048	—	2.10	R10.3.1	
	"	H11.3.25	252,000,000	11,063,870	167,729,684	84,270,316	—	2.10	R11.3.1	
	"	H12.3.24	257,300,000	11,030,827	160,685,612	96,614,388	—	2.00	R12.3.1	
	"	H13.3.26	165,800,000	6,911,046	98,384,586	67,415,414	—	1.60	R13.3.1	
	財政融 資	H14.3.25	110,400,000	4,556,606	58,905,426	51,494,574	—	2.20	R14.3.1	
	"	H15.3.25	51,500,000	2,077,055	26,934,402	24,565,598	—	1.20	R15.3.1	
	"	H16.3.25	50,000,000	1,979,554	22,901,160	27,098,840	—	2.00	R16.3.1	
	"	H17.3.25	16,900,000	654,572	7,020,497	9,879,503	—	2.10	R17.3.1	
	"	H18.3.27	39,100,000	1,483,115	14,728,264	24,371,736	—	2.10	R18.3.1	
	"	H19.3.26	48,800,000	1,812,781	16,531,032	32,268,968	—	2.10	R19.3.1	
	"	H20.3.25	55,400,000	2,015,406	16,708,833	38,691,167	—	2.10	R20.3.1	
	"	R4.3.25	300,000,000	0	0	300,000,000	—	0.80	R44.3.1	
	計		3,962,600,000	196,445,816	2,889,917,199	1,072,682,801				
債	公営企業金 融公庫資金	H6.3.23	165,000,000	10,426,345	165,000,000	0	—	3.70	R4.3.20	
	"	H7.3.30	72,700,000	4,817,591	67,650,857	5,049,143	—	4.75	R5.3.20	
	"	H7.3.30	158,800,000	10,482,198	147,819,350	10,980,650	—	4.70	R5.3.20	
	"	H8.3.22	34,000,000	1,931,416	29,945,249	4,054,751	—	3.25	R6.3.20	
	"	H8.3.22	125,800,000	7,119,550	110,864,547	14,935,453	—	3.20	R6.3.20	
	"	H9.3.28	58,700,000	3,155,380	48,669,998	10,030,002	—	2.90	R7.3.20	
	"	H9.3.28	152,700,000	8,181,009	126,720,899	25,979,101	—	2.85	R7.3.20	
	"	H10.3.25	25,600,000	1,283,701	20,174,876	5,425,124	—	2.20	R8.3.20	
	"	H10.3.25	76,300,000	3,814,595	60,199,055	16,100,945	—	2.15	R8.3.20	
	"	H11.3.30	168,000,000	8,200,787	124,324,993	43,675,007	—	2.10	R9.3.20	
	"	H12.3.30	192,700,000	9,174,667	133,647,002	59,052,998	—	2.00	R10.3.20	
	"	H13.4.27	134,200,000	6,132,951	88,879,163	45,320,837	—	1.35	R11.3.20	
	"	H14.3.28	89,600,000	4,116,449	53,215,305	36,384,695	—	2.20	R12.3.20	
	"	H15.3.25	48,500,000	2,156,085	27,784,792	20,715,208	—	1.30	R13.3.20	
	"	H16.3.23	50,000,000	2,198,080	25,573,937	24,426,063	—	1.90	R14.3.20	
	"	H17.3.23	83,100,000	3,578,586	38,381,500	44,718,500	—	2.10	R15.3.20	
	"	H18.3.23	60,900,000	2,573,176	25,674,854	35,225,146	—	2.00	R16.3.20	

種 類	発 行 年月日	発 行 総 額	償 還 高		未 償 還 残 高	発行 価額	利率	償還終期 年 月 日	備 考	
			当年度償還高	償 還 高 累 計						
企 業 債	公営企業金 融公庫資金	H19.3.29	円 51,200,000	円 2,114,634	円 19,283,674	円 31,916,326	円 —	% 2.10	R17.3.20	
	〃	H20.3.28	44,600,000	1,807,452	15,013,445	29,586,555	—	2.05	R18.3.20	
	計		1,792,400,000	93,264,652	1,328,823,496	463,576,504				
合 計		5,755,000,000	289,710,468	4,218,740,695	1,536,259,305					